

オープンカウンター公告「速記業務（単価契約）」に係る質問及び回答

令和6年12月6日

質問	回答
<p>仕様書 1 1（応札者の条件） 録音した音声で文字起こし・納品を行う形となりますが、現場で録音業務を行う実施者も速記技能検定試験の資格が必要になりますでしょうか。</p>	<p>会議開催場所にて録音業務を実施される方につきましては、「速記技能検定試験の1級又は2級の資格を有する者」である必要はございません。 (録音した音声を基に議事録の作成等を実施される方は、上記の資格を有する者である必要がございます。)</p>